

坂東市行政改革懇談会書面開催について

1. 書面開催に至った経過について

本年度の行政改革懇談会につきましては会議形式での開催を通常どおり予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数が連日増加傾向にあることなどから、開催方法を見直し、書面による開催を実施することとさせて頂きました。

2. 書面開催について

(1) 書面開催の方法

今回お諮りいたします議事は、

- ・ 議事 1 坂東市新行政改革プラン 2018-2021 経過及び一部改訂について
- ・ 議事 2 坂東市新行政改革プラン 2018-2021 進捗状況結果について

となります。議事 1 については資料 2 を、議事 2 については資料 3, 4 をご参照いただき、8 月 28 日（金）までに事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

(2) ご意見の受付方法

議事 1 及び議事 2 についてのご意見は、対象箇所と意見・質問等の内容が分かるものであれば同封の意見提出用紙をはじめ、お電話やメール、FAXなどで結構ですので、各委員のご都合に合った方法にてご連絡願います。

(3) 頂いたご意見の取り扱い

頂いたご意見につきましては、各担当課と協議し、市の今後の対応方針と併せ、後日改めて回答をさせていただきます。

(4) ホームページ掲載について

頂戴したご意見やそれに対する市の回答につきましては、ホームページへ掲載をさせていただく予定です。（誰がどの意見・質問を行ったかは公開いたしません。）